

## 計画の取組状況について

### 1. 指標と目標値について

**指標 1**：周辺の特定空家等に不安などを感じている市民の割合

目標値：計画期間内（H28年度→H32年度）で半減  
実績：9.4%（H28年度）→13.3%（H30年度）  
⇒増加傾向にある。

**指標 2**：特定空家等の解体や補修等による是正件数

目標値：年間 200 件以上  
実績：432 件（H30年度）  
⇒目標を達成している。

**指標 3**：今後 5 年程度の空家の活用意向がある所有者の割合

目標値：9 割以上  
⇒令和 2 年度調査予定（参考 84%（H28年度）→91.2%（H30年度））

### 2. 計画改訂における「強化すべき方向性」に基づく主な取組状況

**方向性 1** 行政による是正に向けた指導や啓発等の取組、その成果を市民に対し十分に周知する。

- 平成 30 年度・令和元年度の 2 年間で全区の区広報紙に啓発等を掲載予定。

**方向性 2** 一部の区の先進的な取組成果を事例共有等により他の区へ展開する。

- 住吉区が作成した空家ハンドブックを全区で配架。
- 区広報紙による情報発信（生野区・住之江区他）を他区へ展開⇒方向性 1 参照
- 不動産無料相談会（此花区他）を他区へ展開。⇒方向性 4 の②参照
- 他区への展開を進めるため、区長会議（H30.10）、24 区説明会（H31.3）において、先進事例の取組を共有。
- 空家相談員による空家利活用促進事業（大正区）・地域による人と家の見守り活動支援事業（住之江区）を本年度も継続実施し、取組成果の展開を図る。

参考資料 1-1,2

**方向性 3** 特定空家の発生予防や空家の利活用を促進するため、空家所有者への効果的な働きかけを行う。

- 今年 6 月から、住宅の性能向上や地域まちづくりに資する改修工事費用等に対して補助を行う空家利活用改修補助事業を開始。参考資料 2
- 空家相談員による空家利活用促進事業（大正区）・地域による人と家の見守り活動支援事業（住之江区）等による取組を継続する。参考資料 1-1,2(再掲)
- 「空家等対策の推進にかかる協定」をはじめとする 4 種類の協定を締結し所有者への働きかけを行う。参考資料 3-1~4

**方向性 4** 各区役所において専門家団体等との連携の取組をさらに強化する。

- 特定空家等の課題が顕在化する中、特定空家等の解消に向けた活用や適正管理による特定空家化の未然防止など、区役所だけでは限界のある対策を促進するため、次の 4 種類の協定を締結し、区役所と専門家団体等との連携体制を強化している。

#### ①空家等対策の推進にかかる協定

参考資料 3-1（再掲）

- 区役所が指導等を行っている特定空家等にかかる活用方策について、2 不動産団体から提案を受け、その提示をもって所有者の同意を得、団体加盟事業者との相談につなげていく取組をモデル区(住吉区)において開始。

#### ②空家等対策に資する不動産無料相談会の実施に関する協定

参考資料 3-2（再掲）

- 2 不動産団体による空家等対策に資する不動産無料相談会を 24 区役所で開催。

#### ③空家等の適正な管理の推進に関する協定

参考資料 3-3（再掲）

- 大阪市シルバー人材センターと連携し、空家等の適正な管理を推進することにより、安全、衛生、景観、防犯等の面で地域住民の生活環境の保全を図る。

#### ④大阪市と日本郵便株式会社の包括連携協定（空き家部分）

参考資料 3-4（再掲）

- 日本郵便株式会社と包括協定の一部として、特定空家等の通報や、相続の手続きをされる方へのハンドブックの配布など、空家等対策で連携。



このほか、各区において関係専門家団体等との連携による取組みを実施

**方向性 5** 所有者不明物件への対応等の取組をさらに進める。

- 他都市における財産管理人制度の活用事例を 24 区と共有し、制度の活用を検討。